

[事案 2020-327] 転換契約無効請求

・令和3年11月26日 裁定不調

<事案の概要>

募集人の説明不足等を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成6年10月に契約した終身保険（契約①）を、令和元年5月に医療保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を無効にして契約①に戻してほしい。

- (1)募集人から、契約①の保険料払込期間は65歳で残り3年で支払いが終わること、転換により解約返戻金の返戻率が下がること、クーリング・オフについての説明がなかった。
- (2)死亡保障が1,000万円から650万円に下がることは希望しておらず、転換は自分の意向に反する。
- (3)契約①の終身保険を残して、医療保障部分を切り換えるだけで良かったが、その提案がなかった。
- (4)募集人に転換の撤回を申し出たが無視された。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、転換手続の前に、契約①の保険料払込期間を含む契約内容について説明した後、設計書等を使用して解約返戻金を含む転換後の契約内容を説明している。クーリング・オフについては、重要事項説明書を用いて説明している。
- (2)申立人の意向は、1,000万円の死亡保障を残すことであったため、契約②と申立外契約の死亡保障額を合わせると1,150万円が確保できることを説明している。
- (3)申立人は持病があることから、終身の医療保障の意向があったため、転換を提案した。
- (4)募集人が転換の撤回の申し出を受けた事実はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の状況等を把握するため、申立人および申立人配偶者ならびに募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足等は認められないが、以下の理由により、和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、申立人から和解案を受諾するとの回答を得られなかったため、手続を終了した。

- (1)募集人は、申立人の死亡保障額についての意向が1,000万円であったとして、契約②と申立外契約を合わせて1,150万円になる提案をしたが、契約②の保険料（月額2万5,000円を上回る）を終身支払わなければならない、契約①と申立外契約の保険料支払期間が65歳であったことからすると、転換の合理性には疑問が残り、この点について、申立人の理解が十分に得られていなかったことが窺われる。